

高齢者の心理を巧みに利用し契約させる 催眠商法にご注意!!



- 1** 興味本位であやしい場所には **近づかない。**
- 2** 勧められても **その場で契約しない。**
- 3** 支払いが困難になるまで **被害に気づかない事も!**

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります!

TEL 188

おかしいな? 不安だな? と思ったら **すぐに相談!!**

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター 「イヤマン」



楽しくて気づいた時は **すっからかん**

今月の標語

エスカレーターでは 立ち止まるう!!

「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が令和3年10月1日に施行されました。

エスカレーターでの歩行は、バランスを崩して自身が転倒する原因になるだけでなく、すり抜けざまの接触により他の利用者を転倒させる原因ともなり、大変危険です。

また、子供や高齢者、身体が不自由なため片方の手すりにしかつかまれない方など、さまざまな方が利用しています。

エスカレーターは、立ち止まって安全に利用しましょう。



条例の内容

利用者の義務（第5条）

立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。

管理者の義務（第6条）

利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを**周知**しなければならない。